

平成26年松茂町議会第1回定例会会議録

第3日目（3月24日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
総務課長	吉成均
企画財政課長	森一美
税務課長	大迫浩昭
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	吉崎英雄
産業環境課長	井上雅史
建設課長	古川和之
下水道課長	南東稔
水道課長	小坂宜弘
学校教育課長	浜村文次
社会教育課長	原田賢

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田英雄
議会事務局係長	入口三恵子

平成26年松茂町議会第1回定例会会議録

平成26年3月24日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第 1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第 2号 松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第 3号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第 4号 松茂町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第 5号 松茂町保健相談センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第 6号 松茂町学習等供用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第 7号 松茂町老人福祉センター「松鶴苑」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第 8号 松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第 9号 松茂町公民館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 松茂町コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 松茂町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 松茂町夜間照明施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 日程第16 議案第16号 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第18号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第19号 平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第20号 平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第21号 平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第22号 平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第23号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第24号 平成26年度松茂町一般会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成26年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成26年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 平成26年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第32 委員会の閉会中の継続調査について

平成26年松茂町議会第3回定例会会議録

第3日目（3月24日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【吉田英雄君】　ただいまから平成26年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、こんにちは。

小中学校の卒業式も終わりました、まあ、ここ二、三日は、春本番を思わせる暖かさとなつてきております。

さて、今日、第一回定例会の最終日となっております。

常任委員長の報告等ございますけども、最後まで慎重審議をお願いいたしまして冒頭のあいさつとさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりであります。

まず、日程第1、議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から日程第31、議案第31号「平成26年度松茂町水道特別会計予算」までを一括議題といたします。

それでは、付託いたしました議案について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、原田総務常任委員長から報告を求めます。

原田総務常任委員長。

○総務常任委員長【原田幹夫君】　それでは、議長の許可がありましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

平成26年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第4号及び議案第18号（所管分）の議案4件でございました。

去る3月13日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第2号「松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」については、関連性がありますので、一括議題として審議いたしました。議案書の5ページから7ページと議案参考資料2ページから4ページの新旧対照表をご覧ください。

1点目の変更点は、時間外勤務手当における1時間当たりの給与額の算出方法の計算にあります。これまで町職員の1時間当たりの給与額の算出は、国家公務員法に基づき算出しておりました。このたび徳島県を通じまして、国からの指導もあったことから労働基準法による算出方法に改正するものです。

2点目の変更点は、時間外勤務で60時間を超過する部分の取り扱いであります。これは労働基準法が改正され、時間外勤務が月当たり60時間を超過した場合の取り扱いが変更になったものです。変更前の時間外勤務は60時間を超えても超えなくても平日の割増率は125/100でありました。変更後は月当たり60時間を超えた部分の割増率を1カ月150/100に改正いたします。また、1カ月に60時間を超えて時間外勤務を行った職員は、その部分について時間外勤務手当の支給割合の引き上げに代えて時間外勤務代休時間という代休を取得できるように改正するものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「時間外勤務手当の算出の仕方が変更になると、毎年、給与システムの変更が必要になるのでしょうか」という質疑があり、「給与システムを変更する必要はなく、現システムでこれらの業務は行えます」という答弁がありました。

続いて、「代休を取得する場合、フレックスタイムによる勤務形態はとれるのでしょうか」という質疑があり、「今回の改正による代休は、半日単位または1日単位であり、その単位に満たない場合は、有給による時間給を加えて半日または1日単位で取得することになります」という答弁がありました。

続いて、「月当たりの時間外勤務が60時間を超えている職員は延べ何人ぐらいいるのでしょうか」との質疑があり、「平成24年度には延べ10人の職員が該当し、税務、会計検査、決算統計、選挙の事務に従事いたしました」という答弁がありました。

次に、議案第4号、松茂町使用料条例の一部を改正する条例については、議案書の9ページからであります。議案参考資料の6ページの新旧対照表をご覧ください。

この改正については、消費税法等の一部が改正され現行の消費税率が5%から8%に引き上げられることから、この条例を改正するものであります。町役場会議室について、昼間使用料金は2,100円から2,160円、夜間使用料金は3,150円から3,240円、1日使用料金は5,250円から5,400円に変更いたします。このほか、各小学校屋内体育館及び松茂中学校屋内体育館の貸し出しについての改正は、教育民生常任委員会から報告があります。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「各小学校、中学校の体育館の貸し出しは、各学校に申請するのですか」という質疑があり、「松茂町総合体育館で申請は受け付けることとなります」という答弁がありました。

次に、議案第18号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）につきましては、議員各位において予算書を精査していただいていることと存じますので、予算の内容の説明は省略させていただきます。当議案については、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま原田総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました議案第1号、議案第2号、議案第4号及び議案第18号（所管分）の以上議案4件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、一森敬司産業建設常任委員長から報告を求めます。

一森敬司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】 それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成26年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第8号、

議案第17号及び議案第18号（所管分）、議案第22号及び議案第23号、議案第28号から議案第31号までの議案9件でございました。去る3月12日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第8号、松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の13ページであります。議案参考資料の10ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正については、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者が持ち込む一般廃棄物及び町民の方が持ち込む特定家庭用機器について、消費税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられることから、し尿処理費は1.8kℓ当たり2千円を2,050円に50円の増額、可燃・不燃・粗大ごみの処理費は10kg当たり60円を70円に10円の増額、特定家庭用機器の処理費は1台当たり1,900円を1,950円に50円の増額をしようとするものです。し尿と特定家庭用機器については、消費税率を乗じたもので、可燃・不燃・粗大ごみについては、周辺市町の中で手数料が一番安い状況が続いていたことから、今回、一部の周辺の市町と同額になるよう消費税の増額とともに引き上げるものです。実施は4月1日からといたします。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「可燃・不燃・粗大ごみの処理手数料は、近隣の市町と金額を合わせたとのことですが、来年の10月に消費税が上がったならば、もう一度改正するのでしょうか」という質疑があり、「近隣の動向の把握に努め、その時点で判断いたします」という答弁がありました。

次に、議案第17号、町道路線の認定については、議案書の28ページと参考資料の26から27ページをご覧ください。

このたびの町道路線の認定については、開発行為に伴う道路を新たに3路線認定するものであります。

この件に関しては、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第18号（所管分）、議案第22号、及び議案第23号の各会計の補正予算、並びに、議案第28号から議案第31号までの各特別会計の当初予算につきましては、議員各位において予算書を精査いただいていることと存じますので、予算の内容は省略させていただきます、質疑・答弁の主なものについてのみご報告させていただきます。

まず、議案第18号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）については、次のような質疑がございました。

「津波の発生時に長岸地区に住んでいる住民の皆さんが避難先に予定している高速道路の避難場所について、隣接地である鳴門市民の皆さんの避難先としても予定しているのですか」という質疑があり、「津波は、いつ、どんなときに起こるか想定できません。人命にかかわることなので、避難場所の周辺の人々が避難できるように整備を進めています」という答弁がありました。

続いて、「豊久排水機場屋外タンクの更新について、新しくするタンクの容量ならば何時間の運転が可能なのですか」という質疑があり、「8千ℓなので、標準的には48時間にわたって稼働し排水ができます」という答弁がありました。

次に、議案第22号、平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、次のような質疑がございました。

「流域下水道事業において、今回、負担金の増額補正が計上されています。当初予算時の事業見込みのとおりに事業は進んでいるのですか」という質疑があり、「国と県のほか、下水道の受益地域である松茂町を含めた2市4町が事業費を負担し合って公共下水道事業は行われています。事業計画に沿って適正に事務・事業は執行しております」という答弁がありました。

次に、議案第23号、平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）については、質疑・意見はございませんでした。

次に、議案第28号、平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計予算については、質疑、ご意見はございませんでした。

次に、議案第29号、平成26年度松茂町農業集落排水特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「県道徳島西延伸事業に伴う下水道施設の移設は、徳島県に負担してもらえないのでしょうか」という質疑があり、「農業集落排水の排水管は県道を占用し埋設しております。占用の際の許可条件として、移設が必要となった場合は占用者が費用負担を行うものとしております。従って、県との協定により、移設工事を県が実施し、その費用負担を松茂町がする予定となっております」という答弁がありました。

次に、議案第30号、平成26年度松茂町公共下水道特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「水洗便所改造に伴う改造資金の利子補給について、平成21年度から利用がないのであれば当事業は廃止してもよいのではないのでしょうか」という質疑があり、「町民の皆様に対する公平性からも、事業はこれまでどおり継続してまいります」という答弁がありました。

次に、議案第31号、平成26年度松茂町水道特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「リース会計を適用することについて、リース物件の所有権はリース会社にあり、地方公営企業が資産として計上するメリットはないと思うが、適用するのはなぜですか」という質疑があり、「平成26年度から総務省の指導により適用となります新会計基準では、民間企業と同じくリース会計も導入することとなりました。これは、賃貸借契約であっても、その経済的実態が物件の売買を行ったときと同様である場合には売買を行ったかのよう
に会計処理を行うというものであり、リース期間満了後の所有権が松茂町へ移る「水道業務電算システムの賃貸借契約」が該当するため予算計上したものです」という答弁がありました。

続いて、「県道徳島西延伸事業に伴い、水道管はなぜ新しく布設するのですか」という質疑があり、「150mmの管を道路の両側に布設し、公営企業の営業として将来に見込まれる沿道サービス業への対応や、消防水利の確保のため新たに設置するものです」という答弁がありました。

以上で、私の委員会に付託されました案件につきましては、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会における決定に対しましてご賛同くださいますよう
よろしく願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】　　ただいま一森敬司産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第8号、議案第17号及び議案第18号（所管分）、議案第22号及び議案第23号、議案第28号から議案第31号まで、以上、議案9件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、佐藤富男教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤富男教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】 それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成26年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第3号、議案第5号から議案第7号まで、議案第9号から議案第16号まで、議案第18号から議案第21号まで、議案第25号から議案第27号までの議案19件でございました。

去る3月12日に当委員会を開催し慎重に審議いたしました結果、いずれも原案どおり可決されました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第3号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、議案書の8ページであります。議案参考資料の5ページをご覧ください。

国民健康保険税は、平等割・均等割・所得割・資産割によって計算を行います。今回の改正では、所得割の率を現行の8.7%に1.4%を追加し10.1%としております。改正の理由は、平成26年度及び平成27年度の歳入歳出を見込みますと、1年で約3,700万円の歳入不足となります。その財源としては、25年度から繰越金等を充当し、不足分は所得割の率改正による約1,700万円の収入増加分で賄います。なお、決算の状況によっては一般会計から繰り入れも考えられますが、繰越金等が確定した時点で補正予算で対応することにいたします。

この件に関しまして、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第5号、松茂町保健相談センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号、松茂町学習等供用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第7号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号、松茂町公民館設置条例の一部を改正する条例、議案第10号、松茂町コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号、松茂町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第12号、松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号、松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号、松茂町公園及び

緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、松茂町夜間照明施設設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第16号、松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、関連性がありましたので、一括議題として審議いたしました。議案書の10ページからと議案参考資料7ページからをご覧ください。

今回の条例改正については、消費税率の引き上げに伴い、各所管課で関係する会議室等の使用料の変更を行うものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「今回の松茂町使用料条例の改正で、各小学校や中学校の体育館の使用料は幾らになるのですか」という質疑があり、「各小・中学校の体育館の使用料は、松茂町体育館の設置及び管理に関する条例に規定する体育館使用料の使用区分に基づき納めていただきます。今後は、わかりやすい料金区分となるよう規定を整備していきます」という答弁がありました。

次に、議案第18号（所管分）から議案第21号までの各会計の補正予算、並びに議案第25号から議案第27号までの各特別会計の当初予算につきましては、議員各位において予算書を精査いただいていることと存じますので、予算の内容は省略させていただきます。質疑・答弁の主なものについてのみご報告させていただきます。

まず、議案第18号、平成25年度松茂町一般会計補正予算（第4号）（所管分）については、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第19号、平成25年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第20号、平成25年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第21号、平成25年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、質疑・ご意見はございませんでした。

次に、議案第25号、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「滞納のある方に発行する資格証明書及び短期保険証の交付件数と、差し押さえ件数を教えてください」という質疑があり、「平成24年度の国保税の徴収率は94.61%の状況で、資格証明書の発行はなく有効期間を短くした短期保険証を小まめに交付しています。

また、差し押さえ件数は、ここ3年間で7件行っています」という答弁がありました。

次に、議案第26号、平成26年度松茂町介護保険特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「介護給付費は、ここ3年間で見てみると毎年増加しています。しかし、国保会計から国に支出する介護納付金の納付金額が今年度は下がっています。どのような理由があるのですか」という質疑があり、「介護納付金は、松茂町が介護に要した介護費用をもとに算出したものではなく、厚生労働省が介護費用を全国的に試算し各自治体に対し納付を求めたものです」という答弁がありました。

続いて、「成年後見制度利用支援事業とはどのような支援をするのですか」という質疑があり、「認知症高齢者などが対象で、成年後見制度を利用した際に成年後見人への支払いが困難な方、主に生活保護者の方などに対し支援を行います」という答弁がありました。

次に、議案第27号、平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算については、次のような質疑がございました。

「会計区分の歳出において、総務管理費の予算計上額が前年の半分ぐらいになっているのはどうしてですか」という質疑があり、「平成25年度は後期高齢者医療制度のシステム改修に費用がかかったためです。平成26年度は、そのシステム改修分の費用が減額できました」という答弁がありました。

続いて、「特別徴収保険料と普通徴収保険料の区分はどのようになっているのですか」という質疑があり、「特別徴収保険料は年金から天引きをしている保険料で、普通徴収保険料は口座振替、もしくは納付書による納付をしている保険料です」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】　ただいま佐藤富男教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました議案第3号、議案第5号から議案第7号まで、議案第9号から議案第16号まで、議案第18号（所管分）から議案第21号まで、議案第25号から議案第27号まで、以上、議案19件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告はすべて終了いたしました。

なお、予算特別委員会に付託いたしました議案第24号、平成26年度一般会計予算については、原案可決であります。議員全員により審議いたしましたので、質疑及び審査報告の委員長報告を省略いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから討論に入ります。

議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第31号「平成26年度松茂町水道特別会計予算」までの議案31件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから採決いたします。

議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第31号「平成26年度松茂町水道特別会計予算」までを一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【藤枝善則君】　全員起立であります。

よって、議案第1号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第31号「平成26年度松茂町水道特別会計予算」までの議案31件は、原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】　続きまして、日程第32、「委員会の閉会中の継続調査につい

て」であります。お手元にお配りしてありますが、総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本定例会に提出されました議案等すべて審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成26年松茂町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

以上で、平成26年松茂町議会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 立 井 武 雄

署名議員 春 藤 康 雄